

---

# 紀 要

---

## 【史料紹介】

## 高田藩の宝暦地震史料

花岡 公貴

## はじめに

令和6年1月1日に発生した能登半島地震においては、上越市でも震度5強を記録した。市内では人的被害は少なかったものの、登録文化財建築に多くの被害が出ており、そのレスキューに向けて関係者の努力が続けられている。また建物被害によりその解体が進むに従い、民俗資料や古文書等の廃棄が懸念される場所であり、市では文化財等を廃棄しないよう呼び掛けている。

上越地域では過去にも大きな地震を経験してきた。よく知られるのは寛文地震（寛文5〈1665〉12月27日）、宝暦地震（寛延4〈1751＝宝暦元〉4月26日）、そして北信地域を震源とし、当地にも大きな被害が出た善光寺地震（弘化4〈1847〉5月8日）であろう<sup>1</sup>。

このうち、比較的多くの史料が伝わる宝暦地震と善光寺地震を中心に、地震災害への関心の高まりによってその被害の実態を明らかにしようとする研究が積み重ねられている。

例えば、矢田俊文氏と上田浩介氏は、宝暦地震において甚大な被害があった桑取谷と高田領西浜（直江津以西の海岸線）の被害を詳細に記した2点の史料を紹介したほか<sup>2</sup>、矢田俊文氏・ト部厚志氏は、既知の史料を網羅的に利用して宝暦地震の被害の全体像に迫り、宝暦地震研究の到達点の一つとなっている<sup>3</sup>。

また浅倉有子氏は、社会科教育の視点から上記宝暦地震研究をまとめた論考がある。また、「榊原家史料」のうち幕府へ提出された高田城の被災状況を示した絵図に注目し、城郭の被災状況を明らかにしたほか、藩日記から江戸藩邸と国元での地震対応のあらましを抽出して、高田藩による地震への対処について言及している<sup>4</sup>。

<sup>1</sup> 太田一成「第4章第1節 宝暦元年の大地震」（『上越市史』通史編3 近世一）。

<sup>2</sup> 矢田俊文・上田浩介「一七五一年越後高田地震史料・越後国頸城郡吉尾組（桑取谷）地震之節諸事亡所之品書上帳と越後国頸城郡高田領往還破損所絵図」（『災害と資料』第5号、新潟大学災害復興科学センターアーカイブズ分野、2011年）。

<sup>3</sup> 矢田俊文・ト部厚志「1751年越後高田地震による被害分布と震源域の再検討」（『資料学研究』第8号、新潟大学大学院現代社会文化研究科、2011年）。

<sup>4</sup> 浅倉有子「寛延四年高田地震を素材とした授業内容案」（松田慎也監修『社会科教科内容構成学の探求』風間書房、2018年）。同氏「震災の記録絵図—新資料が明らかにする宝暦元年高田地震—」（地方史研究協議会編『シリーズ地方史はおもしろい04 日本の歴史を描き直す—信越地域の歴史像』文学通信、2021年）、同氏「寛延元年（1751、宝暦元年）の高田地震関係史料の紹介」（歴史地震史料研究会編『第11回歴史地震史料研究会講演要旨集』新潟大学災害・復興科学研究所 社会安全システム研究部門、地震・火山噴火研究協議会「日本海沿岸地域を中心とした地震・火山現象の解明のための資料収集と解析」研究グループ、2023年）。

このように、宝暦地震に関しては、その被害の詳細を明らかにすることを主眼とするものと、高田藩の対応及び幕藩関係に関するものの二つの視点から研究が進められてきたように思われる。

本稿では主に後者の視点に加え、どのように史料が作成され伝存してきたのかという史料学の視点に関心をおきつつ、重要な史料でありながらあまり利用された形跡がない「寛延四辛未年五月地震御届ニ付被仰付留書（以下「地震留書」と略す）」（榊原家所蔵・旧高田藩和親会管理「榊原家史料」目録番号837）を紹介し、その全文を翻刻掲載するものである<sup>5</sup>。

## 1 既知の宝暦地震史料の作成背景

まず、被害状況を記載した史料を網羅的に扱った矢田・ト部論文により、これまでどのような史料が引用されてきたかみてみよう。同論文では被害を数値的に把握するため以下のような史料を使っている。

- I 岩手組7か村「破損書上帳」（国文学研究資料館「岩手村佐藤家文書」）
- II 「大地震之節日記」（榊原家所蔵・旧高田藩和親会管理、『上越市史』藩政資料二）
- III 「今町会所地震書留」（伊藤家文書、『新潟県史』資料編6近世一 上越編所収）
- IV 「宝暦元年地震之節諸事亡所之品書上帳」（農林水産研究所所蔵「齊京家文書」）
- V 「乍恐以書付御注進申上候」（上越市公文書センター所蔵「小林瀬左衛門家文書」）

5点の史料のうち、IIは高田藩が作成した文書、I・IVは大肝煎文書で、IIIは直江津今町会所の文書であり、Vは名立小泊村の庄屋文書である。いずれも高田藩の指示を受けて各村が調査し、庄屋から大肝煎へと集約された数字が藩へと報告されたものであり、高田藩ではこれを精査・集計して、幕府へ報告を行っている。IIで現れる藩領全体の被害の数値は、こうした各村からの報告が集計されたものであることが知れる。

このように藩の指示を受けた領内の村々が被害調査を行い、大肝煎がとりまとめて藩に報告し、それを藩が集計して幕府への届を作成するという一連の流れの中で作成された史料がよく伝存して利用されているといえよう。

一方で、藩が作成した文書とは一線を画して、民間で流布したと考えられる宝暦地震被害状況をまとめた史料も散見される<sup>6</sup>。

## 2 高田藩の地震史料

前節で触れたII「大地震之節日記」は榊原家所蔵の大家家文書「榊原家史料」に含まれるものである<sup>7</sup>。本資料は4月26日の発災から10月29日までの約半年にわたる高田藩の国

<sup>5</sup> 上越市立総合博物館『高田藩 榊原家史料目録・研究』（上越市立総合博物館、2009年）

<sup>6</sup> 例えば、「北越高田近辺大地震覚帳」（筑波家文書）、「寛延四年大地震書記」（大島昭二家文書）など。両者の内容は酷似。

<sup>7</sup> 「大地震之節日記」（榊原家所蔵『榊原家史料』目録番号833、出納番号林322）

表1 「榊原家史料」のうち宝暦地震に関する史料一覧

目録番号	史料名	形態	点数	内容
833	大地震之節日記	縦帳	1冊	国元の地震対応記録
834	寛延四年地震御届	縦帳	1冊	江戸藩邸の地震対応記録
835	越後高田城所々土居裂崩堀埋等修復之絵図	縦継紙	1枚	836 絵図の説明注記
836	越後国高田城土居裂崩堀埋等修復之覚	絵図	1舗	城内破損個所を示す絵図
837	寛延四辛未年五月地震御届二付被仰付留書	縦帳	1冊	834・838 と同内容
838	高田地震御届御城内且往還御普請並拝借金 被仰付候節之覚	縦帳	1冊	834・837 と同内容

元での対応を詳細に記録したもので、同内容の上越市立高田図書館所蔵「榊原文書」に含まれる「高田表大地震之節日記」がすでに翻刻されている<sup>8</sup>。この「榊原家史料」は江戸藩邸に由来する大名家文書であることが明らかにされている<sup>9</sup>。この中にみられる宝暦地震関係の史料を書き出したものが表1である。

これらの史料が、榊原家高田藩が宝暦地震に関連して作成し、現存する史料と言えるが、このうち、834・837・838は江戸留守居役并物頭兼役で禄高200石の竹田矢左衛門が記録した文書の写しであり<sup>10</sup>、基本的に内容は同じであるため、史料の内容に即していえば、①大地震之節日記（833 国元の地震対応記録）、②地震留書（834・837・838 江戸藩邸の対応記録）、③修復絵図の説明注記（835）、④高田城土居裂崩堀埋等修復之覚（836 高田城修復絵図）の4件6点が「榊原家史料」に伝存するということができよう。

833についてはすでに活字化されて、分析の対象になっており、836についても浅倉氏が幕府への届の一環として作成されたものであることを指摘している<sup>11</sup>。3節で触れる「地震留書」では、5月22日に月番老中堀田正亮に提出した「地震二付城内破損之覚」に添えられた「御城郭破損絵図面」がこれに当たる。835については836「修復絵図」に付属する文書であり、ひとまとめで分析をすべきものである。

一方で、これらと一緒にあるいは前後して作成されながら、榊原家史料には伝存することがなかった史料も存在する。

直江津今町以西、糸魚川を経て越中国境までの海岸線を西浜というが、この西浜については丘陵が日本海に突出し、崖が迫る海岸線に沿って街道（北陸道）が整備されていた。地震によってこれらの断崖が崩落、海に向かって押し出して村を埋め街道を寸断してしまったため、幕府が管理する街道の被害の甚大さからか、この西浜は別に絵が仕立てられて

<sup>8</sup> 上越市史編さん委員会『上越市史』別編6 藩政資料二（上越市、2000年）

<sup>9</sup> 花岡公貴・一越麻紀「解題」（前掲5『高田藩 榊原家史料目録・研究』）。

<sup>10</sup> 「知行方先祖書続篇」巻六上た（旧高田藩和親会文書）。

<sup>11</sup> 前掲4、浅倉論文2021年。

伝存することになった。すなわち、「越後国頸城郡高田領往還破損所絵図」（以後「往還絵図」と略す）である<sup>12</sup>。この卷子仕立ての絵図はすでに前掲の矢田・上田論文にトレース図に文字翻刻と解説も加えて収載されているためそちらを参照されたい。

西浜地域の地震被害を視覚的に伝える唯一無二である点で特異な史料であり、そのため引き合いに出されることが多かった。

西浜の被害は、いわゆる「名立崩れ」に代表して知られ、その名の通り名立小泊村全村が背後のがけ崩れによって海中へ押し出されてしまうという最大の被害地となった。Vによれば91戸のうち81戸が埋没し428名の死者をだしている。

「往還絵図」には名立小泊村より西に位置する高田藩領徳合村（糸魚川市）が描かれているにも関わらず、当時幕府領であった名立小泊村は描かれていない。史料そのものからは作成主体や作成の背景は明らかにならないものの、こうした特徴から「往還絵図」は高田藩によって作成されたものと考えられた<sup>13</sup>。

令和5年度、上越市立歴史博物館では上記「往還絵図」とは別の「往還絵図」を新たに収蔵史料とすることができた。これを上歴博本「往還絵図」としておく。

公文書センター本「往還絵図」と上歴博本「往還絵図」とを比較すると、いずれも装丁は卷子に仕立て、若干の字句の異同がみられること、上歴博本の方がやや絵が粗く感じら



図1 上歴博本「越後国頸城郡高田領往還破損所絵図」（上越市立歴史博物館所蔵）の巻頭部分、ちぎるように切断されており、この右側にあったはずの徳合村部分が失われている。

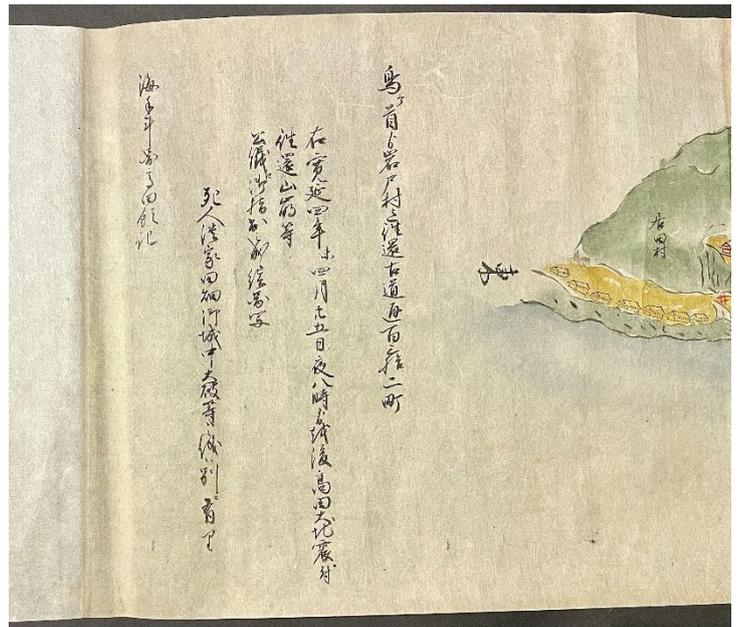


図2 上歴博本「越後国頸城郡高田領往還破損所絵図」の巻尾の奥書部分（上越市立歴史博物館所蔵）、「公儀江御指出版成候絵図写」と書かれている。

<sup>12</sup> 上越市公文書センター所蔵。註2矢田・上田論文にトレース図と文字翻刻を収載する。

<sup>13</sup> 前掲1。

れること、さらに上歴博本では巻頭にあたる徳合村の部分が失われていることなどの差異がみられるものの、一見して同一の原本をベースにした写しであることが明らかである。

そして、上歴博本「往還絵図」の巻末には、公文書センター本にはない奥書「右寛延四年未四月廿五日夜八時方越後高田大地震ニ付/往還山崩等/公儀江御指出被成候絵図写/死人潰家田畑御城中大破等之儀ハ別ニ有り/海手斗図高田領記」の記載があり、これによってこの絵図が高田藩から幕府へ提出された絵図の写しであることが判明する。同一の内容を持つ公文書センター本「往還絵図」も同様に幕府へ提出した絵図の写しであることは明らかであろう。次節で触れる「地震留書」に5月29日に堀田に提出された「北陸道往還道筋山崩絵図面」として現れる絵図がこれに当たるだろう。

また、「領中の死者や家屋の被害、田畑の被害・高田城の被害については別に文書がある」としていることから、高田藩ではこの「往還絵図」や前出の「高田城修復絵図」のほかにも幕府への届のために複数の文書を作成したことがわかる。これも高田藩が5月22日に提出した一連の届けを指すと考えてよいだろう。「地震留書」から、高田藩が幕府への報告のために作成した地震関連文書等を表2にまとめてみた。

これらの作業によって宝暦地震を受けて高田藩が幕府への報告のために作成した文書・絵図類を概観することができるようになった。

表2 「榊原家史料」のうち宝暦地震に関する史料一覧

	文書等名	日付	備考
1	(地震御届書)	5月1日	「地震留書」記載
2	地震ニ付城内侍屋敷井城下町在破損之覚	5月22日	「地震留書」記載
3	地震ニ付城内破損之覚	5月22日	「地震留書」記載
4	附図 御城郭破損絵図面(高田城修復絵図)	5月22日	絵図写伝存
5	(三家老拝領地)地震ニ付潰家共其外破損所覚	5月22日	「地震留書」記載
6	餓死人等無御座事届	5月22日	「地震留書」記載
7	北陸道往還については別途吟味の上報告すること	5月22日	「地震留書」記載
8	北陸道往還道筋山崩絵図面(高田領往還破損所絵図)	5月29日	絵図写伝存

### 3 「寛延四辛未年五月地震御届ニ付被仰付留書」

史料837の外題は「地震御届右ニ付北陸道往還道御普請被仰付候覚、拝借金被仰付候覚」となっているが、目録上の名称である「寛延四辛未年五月地震御届ニ付被仰付留書」（「留書」の文字は内題に見える）から「地震留書」と省略して表記する。『上越市史』通史編3 近世一において「地震御届」として冒頭を少々引用するほか、管見の限りでは引用されていないようである。

「地震留書」は、前節で触れたとおり高田藩江戸留守居役の竹田矢左衛門信恒による記録の写しであり、834・838とは同内容となる。834とは同筆と見え、いずれも「竹田矢左

衛門扣」の記載があるが表紙が違い、834が山吹色の紙の表紙をつけるのに対し、837は木瓜文を織り込んだ布を張った表紙に題箋を張る丁寧な表装を付けている。一方、838は「竹田矢左衛門扣」の記載はなく、宝暦3年（1753）3月まで記載があることからやや系統を別にするものと考えられる。ここでは、より竹田矢左衛門留書のオリジナルに近いと考えられるものを選ぶこととし、837を翻刻の対象とした。

837「地震留書」は、国元で大地震への緊迫した対応状況を伝える833「大地震之節日記」とは対となる史料で、老中堀田相模守正亮ら幕閣や幕府役人と交渉を詰めて、11月には1万両の拝借金を導き出していく江戸藩邸の様子が記録されている。

5月22日には早くも被害の詳細が堀田正亮へ報告され、さらに堀田からの指示が江戸藩邸から国元へ伝えられて、国元で絵図書ら家臣が動員されたり、村々へ触れが出されたりして情報が集められ、また江戸へ報告されて、堀田へとつながっていく様子が、両史料の突合からよくわかる。

11月8日には、江戸城坂下門の蓮池御蔵から2千両入り箱5つで1万両を受けとって足輕に長持で担がせて藩邸に持ち帰り、10日には6千両を国元へ送るなど、具体的な記述が非常に興味深い。平行して北陸道の修復も迅速に実施され、11月9日には終了している。

また837「地震書留」の後半では、この宝暦地震によってはじめて地震被害への幕府拝借金が行われることになったことが明らかになり、その意思決定過程にも堀田正亮が深く関与していたことが記録されている。

寛延2年（1749）には堀田正亮の女・園と榊原家九代政永とが婚約、宝暦4年（1754）に興入れし正室となる親しい関係に両家はあった<sup>14</sup>。

### おわりに

宝暦地震の史料について整理しながら、榊原家高田藩の宝暦地震史料について触れ、それらが幕府への届けにともなって作成されてきたことを指摘した。

榊原家八代当主政岑の不行跡による高田への転封から10年と日が浅く、かつ政岑の跡を継いだ政永はまだ若年であるなど、不安定な藩政の中で発生した大地震に家中がいかに対応したかということ、また幕府が北陸道の修理を半年で仕上げ、かつ大きな地震災害に対して初めて拝借金を許可するに至る過程についても、興味深い課題であると考えられる。

全体として、高田藩も幕府も適切で速やかな対応であったと見えるが、詳細な分析が必要であろう。今後の研究に期するところである。

以下に史料翻刻を掲載するが、翻刻にあたっては、一般的な古文書の翻刻方法に従ったが、原文の行替えは追い込みとした。また旧字や異体字は現代の用字に替え、仮名遣いも現代仮名遣いへ改めている。

（上越市立歴史博物館 統括学芸員）

<sup>14</sup> 「御系図」（榊神社所蔵）。

【史料翻刻】

「地震御届右ニ付北陸道往還道御普請被仰付候覚、拝借金被仰付候覚」

（表紙外題）

「寛延四辛未年五月

地震御届右ニ付北陸道往還道  
御普請被 仰付候覚 全  
拝借金被 仰付候次第  
宝暦元年未十一月三日改元 』

（見返貼紙）

「戊辰十一月高田方返納」

（扉内題）

「寛延四辛未年五月

地震御届右ニ付北陸道往還道  
御普請被 仰付候覚  
拝借金被 仰付候次第 留書  
宝暦元年未十一月三日改元

御留守居  
竹田矢左衛門扣」

寛延四辛未年四月廿八日

一、今暮六半時高田方御目付竹内又四郎到着、去ル廿五日丑刻方高田表大地震 御城建家門々所々潰或致大破、侍屋敷、長屋并町在潰家多、怪我人大勢有之由、翌廿六日朝出立道中早追ニ而為御注進到着、右ニ付諸御役人・御近習之面々、御小納戸迄罷出 御機嫌奉窺之一、御徒目付福岡友太夫、御徒目付根岸甚四郎、右兩人高田 御城内外道筋・町在等荒増見分仕候様被 仰付之、同夜出立

二十九日

一、高田表地震ニ付諸御役人、御近習之面々御大中老詰所江罷出外様之諸士御大中老宅江相廻り 御機嫌奉伺之

五月朔日

一、御届書昨日堀田相模守様江入、御内見御指図相濟今朝御届、左之通御届書此所江

九日

一、福岡友太夫、根岸甚四郎高田表之儀大概相調、今日帰着

十四日

一、原田権左衛門儀、今昼時過高田方参着、地震之儀<sub>二付而</sub>也

十七日

一、御届書五通<sub>并</sub>絵図一枚、相模守様<sub>江</sub>為御内見矢左衛門持参申候処、得<sub>母</sub>御覽可被成旨御挨拶有之

廿一日

一、去ル十七日相模守様<sub>江</sub>入御内見候御届書、少々加筆等有之、明朝御届可被差出旨御差図有之

私在所越後国高田、去月廿五日丑刻方大地震<sub>二而</sub>城内建家門々所々潰<sub>者</sub>大破、城下侍屋敷・町屋潰家多怪我<sub>茂</sub>御座候段申越候、委義<sub>者</sub>未相知不申候間追<sub>而</sub>委細可申上候、右之趣先一通御届申上候、以上

五月朔日

(鑰原政永)  
御名

右之通御届書御用番相模守様<sub>江</sub>、御使者御留守居竹田矢左衛門勤之

一、廿二日、地震<sub>二付并</sub>御届明細書、御用番相模守様<sub>江</sub>左之通被差出、竹田矢左衛門勤之、右御用人浅井八兵衛取次之

私在所越後国高田、四月廿五日丑刻地震<sub>二付</sub>城内侍屋敷<sub>并</sub>城下町在破損之覚

- 一、侍屋敷百五拾七軒潰
- 一、同四拾四軒大破
- 一、切米取長屋六拾三棟潰
- 一、同八棟大破
- 一、足輕長屋六棟潰
- 一、侍<sub>并</sub>足輕当時屋鋪無之<sub>二付</sub>差置候町宅五百軒余潰
- 一、家中死人三拾三人

男拾五人  
内、女拾八人

- 一、家中・町方共怪我人多御座候
- 一、家中・町方共井戸多潰申候
- 一、町家貳千九百貳拾貳軒

貳千四百九拾六軒潰  
内、三百貳拾六軒破損

- 一、同土蔵百九拾六ヶ所

四拾六ヶ所潰  
内、百五拾ヶ所破損

- 一、同死人貳百九拾貳人

男百拾八人  
内、女百七拾四人

- 一、同宿役馬貳疋殞
- 一、同怪我馬八疋
- 一、町方商売酒、醤油、油等之水物器悉破候而損失多御座候
- 一、地震之節町方火事三ヶ所
  - 但、三町斗一ヶ所片側
  - 其外二町斗家数拾軒斗焼失仕候
- 一、神社五ヶ所社家共ニ潰
- 一、寺院六拾九ヶ寺
  - 内、三拾八ヶ寺 堂塔并境内建家共ニ  
不 残 潰
  - 三拾一ヶ寺内大破
- 一、寺家貳拾七軒
  - 拾三軒潰
  - 内、拾四軒大破
- 一、修験道八軒潰
- 一、寺社僧俗死人三拾七人
  - 男貳拾二人
  - 内、女拾四人
- 一、領中山拔崩川欠四百七拾三ヶ所
- 一、林崩三ヶ所
- 一、用水、江、堰、堤、川筋等破損百六拾八ヶ所
- 一、水難ニ而損失之村方外ニ荒川瀬違一ヶ所大破
- 一、郷中潰家貳千九拾九軒
  - 但、焼失家共ニ
- 一、半潰家三千百六拾貳軒
- 一、同死人五百五人
  - 男貳百四拾五人
  - 内、女貳百六拾人
- 一、生死不定之者貳百六拾貳人
- 一、死馬八拾五疋
- 一、痛馬五拾貳疋
- 一、死牛拾貳疋
- 一、郷中寺百箇所
  - 四拾三ヶ所潰
  - 内、五拾七ヶ所半潰
- 一、同社貳拾四ヶ所

五ヶ所潰  
内、拾八ヶ所半潰

一、同堂拾五箇所

九ヶ所潰  
内、六ヶ所半潰

一、同庵五ヶ所

二ヶ所潰  
内、三ヶ所半潰

一、同塩屋百三間

式拾二軒潰  
内、八拾壹軒半潰

一、土蔵七拾式ヶ所

三拾ヶ所潰  
内、四拾二ヶ所半潰

一、斗蔵六箇所

四ヶ所潰  
内、二ヶ所半潰

一、樋拾七ヶ所潰

一、橋五拾式ヶ所落

一、高札場三ヶ所潰

一、往還道筋破損五拾四箇所

一、苗代皆無之村方拾一ヶ村

一、同壺分通<sub>ル</sub>八分通り迄損候村方六拾ヶ村

一、同畑<sub>并</sub>百姓家亡所之村方九ヶ村

但、此九ヶ村之内長浜・有間川・虫生・岩戸<sub>与</sub>申四ヶ村北国海道<sub>ニ</sub>而四里程之間

山崩往還道筋<sub>并</sub>村共<sub>ニ</sub>山之下<sub>ニ</sub>相成人馬往来一切相成不申候

一、同壺分通<sub>ル</sub>九分通迄損候村方百七拾ヶ村

一、大瀧郷用水江通保倉川筋江拔落大破

一、塔ヶ崎溜池大破

一、矢代川筋大破田畑所々損失

一、鉢崎佐渡御金蔵大破

一、同所関所外往還道山拔<sub>ニ</sub>而大破

一、同塩浜三分壺通山之下<sub>ニ</sub>相成候、村方潰家半潰共<sub>ニ</sub>

ノ九千百四拾八軒

外<sub>ニ</sub>長屋七拾七棟潰半潰共

死人

ノ八百六拾七人

外ニ式百六拾式人生死不定

死牛馬

ノ九拾九疋

外ニ六拾疋痛馬

右之先達而御届申上候通、在所地震ニ付領中田畑苗代損、山崩、用水・堰・道・橋損し并  
城中侍屋舗、町在潰家・死人右之通御座候、且城内破損所多御座候付以別紙申上候、田  
畑損毛石高之儀者收納之上ニ而追而可申上候、右之段御届申上候、以上

五月廿二日

御名

私在所越後国高田四月廿五日丑刻地震ニ付城内破損之覚

一、本丸之内

本城門蹴出破損

多門櫓大破左右土手裂

三重櫓破損

居間并上段之間・裏座敷向大破

玄関并中之口大破、番所潰

玄関前大長屋潰、地所々裂台所向破損

侍番所大破、枅形之内地大裂

東不明門并蹴出門損し、内廐破損、同所釜屋潰、北不明門大破、門外地大裂、土  
蔵一ヶ所大破、本丸、二ノ丸、三ノ丸土手所々千五百七拾間大裂、同土手数ヶ所  
堀之内江崩入、本丸、二ノ丸堀所々倒

一、二ノ丸之内

武具土蔵一ヶ所大破

嶋之茶屋潰

本丸外腰懸大破

喰違門大破、狐門迄之内道筋地大裂

柳門大破、両脇土手大裂

一、三ノ丸之内ニ

御用米蔵二ヶ所潰

同所蔵五ヶ所潰

東仕切門土手敷迄切裂、道筋大裂、侍長屋五棟潰、地所々大裂

南門大破、同門内勘定所建家二ヶ所潰

南門外道大裂往来難成

狐門外道大裂

一、大手門之内

大手蹴出門倒、左右墾倒、土手崩、同所橋台迄地大裂、瓢箪郭地悉裂、瓢箪郭入口鍵之手大長屋并侍番所共潰、千人夫長屋潰、地大裂

一、外郭之内

評定所建家大破、同内長屋拾ヶ所大破

向大長屋潰、同所厩半潰

市之橋之外大長屋潰

土手所々大裂、城内外共三橋不残大破

右之通御座候、委細之儀者絵図面を以申上候、以上

五月廿二日 御名

以別紙御届申上候、高田地震二付飢人等有之、早速救手宛申付候間、当分餓死人等無御座候、此段も申上置候

五月廿二日 御名

私家来中根善右衛門、原田権左衛門、村上弥右衛門拝領地

四月廿五日丑刻地震二付潰家共其外破損所覚

一、潰家拾八軒

一、半潰家四拾九軒

一、郷蔵一ヶ所潰

一、用水江并堰・堤等道筋江通山崩共三拾二ヶ所

一、苗代皆無一ヶ所三分以上損失、其外村々少々充苗損失有之

一、橋一ヶ所大破

右之通御座候、以上

五月廿二日 御名

別紙を以申上候通長濱村、有間川村、虫生村、岩戸村者北国海道二而四里程之間山崩往還道筋并村共三山之下二相成人馬往来一切相成不申候、往還之儀者猶又吟味仕追而可申上候、以上

五月廿二日 御名

右之通、御書付御城郭破損絵図面相添御届被成御届書御受取被成候

一、廿六日、高田方安田作兵衛到着

一、五月廿九日、北陸道往還道筋山崩絵図面相添、左之通相模守様江御届矢左衛門勤之

先達而御届申上候通、私在所当四月廿五日地震二而越後国頸城郡岩戸村、虫生村、長浜村、有間川村者北国海道二御座候處、岩戸村方領分境鳥ヶ首与申所迄三里半六町之間、

所々山々海中江崩入往還道筋絶人馬往来一切相成不申候、道筋損候義者別紙絵図面之通御座候、右之段御届申上候、以上

五月廿九日 御名

右者山崩絵図面壹枚相添御届矢左衛門相勤之、相模守様御請取被成候

一、拙者在所越後国高田、四月廿五日丑刻地震ニ而領分同国頸城郡岩戸村、虫生村、長浜村、有間川村者北国海道ニ而御座候處、岩戸村方領分境鳥ヶ首と申所迄三里半六町之間、所々山々海中江崩入往還道筋絶人馬往来一切相成不申候、此段御届申上候、以上

五月廿九日 御名

右之趣道中御奉行松下肥前守殿・遠藤伊勢守殿江御届、永野八郎左衛門相勤之處、肥前守殿者御届書御請取、伊勢守殿ニ者北陸道者御支配ニ而無之由ニ而御届書御戻被成候

一、右四ヶ宿之先御料入組之所ニ徳合村与申所ニ而山崩有之御届無之候而者相濟不申相模守様江矢左衛門罷越、徳合村絵図面も差出置申度段相伺候處、先達而一通御届有之、是ハ御料入組之場所故絵図別ニ有之由、左候ハ、別紙書付指添被成候様ニ御差図ニ付、徳合村辺山崩絵図面壹枚添書を以、今二日相模守様江矢左衛門差出候、無滞御受取相濟候

先達而御届申上候通、私在所地震ニ付北国海道筋之内御料入組之場所ニ私領分徳合村与申所ニ茂山崩御座候而人馬往来相成不申候、此段茂絵図を以申上候、以上

六月二日 御名

右添書ニ徳合村辺絵図面相添御届相濟候

先達而御届申候通拙者在所当四月廿五日地震ニ付領分越後国頸城郡岩戸村、虫生村、長浜村、有間川村者北国海道ニ御座候處、岩戸村方領分境鳥ヶ首与申所迄三里半六丁之間所々山々海中江崩入此外鳥ヶ首之先御料名立宿之先拙者領分徳合村与申所ニも山崩御座候而、右往還道筋絶往来一切相成不申候、最前一通御届申候得共猶又致吟味候間、此段御届申候、以上

六月四日 御名

右松下肥前守殿江御届被成候遠藤伊勢守殿者最前御届書御請取無之故、此段御届肥前守殿江斗申達候、永野八郎左衛門勤之

一、六月十二日、加藤惣右衛門<sup>御徒</sup>並儀地震ニ付、破損所絵図出精相勤候ニ付金式百疋被下置候、

本書附紙

一、八月五日、安田作兵衛高田江帰ル、右同断

一、九月二日、御勘定頭<sup>(春尹)</sup>神尾若狭守殿、曲淵豊後守殿方御留守居迄御切紙を以大手御番所後御勘定所江被招呼、竹田矢左衛門罷出候處ニ高田<sup>(英元)</sup>四月中地震ニ付山陰道<sup>(ママ)</sup>往還道筋公儀方御普請被仰付之旨左之通御書付を以被相渡、御組頭<sup>(勘定組頭)</sup>犬塚権之助殿被申渡候

御領分越後北陸道往還道筋地震<sub>ニ付</sub>破損之所々御普請被 仰付候、別紙書付之通御  
普請役七人御差越候、其旨相心得諸事差支無之様可被致候

右之通被 仰渡付、若狭守殿為御答從御広間御使者被遣、若狭守殿<sub>江者</sub>此度之義何角御世  
話故別段御礼御答旁御使者矢左衛門勤之

一、御用番酒井左衛門尉様<sup>(忠勢)</sup>江御請御礼御口上<sub>ニ而</sub>御使者左之通

本多伯耆守様御用番之處  
矢左衛門勤之御病氣<sub>ニ付</sub>左衛門尉様御助番

私領分越後北陸道往還之道筋地震<sub>ニ而</sub>破損之處此度御普請被 仰付、御役人七人被  
遣候間、其旨相心得諸事手支無之様<sub>ニ</sub>可仕旨今日神尾若狭守、曲淵豊後守御勘定所  
<sub>江</sub>家来被 招呼被 仰渡候趣奉畏難有仕合奉存候、右御請為御礼以使者申上候

右之通相勤之堀田相模守様<sub>江</sub>も地震事何角御世話之義故右之御請内々御世話御礼厚御礼  
御口上取繕御使者同人相勤之

□

江戸<sub>ハ</sub>公儀<sub>ハ</sub>哉<sub>不</sub>相分<sub>本</sub>書虫喰<sub>ハ</sub> 御普請役七人今朝出立高田<sub>江</sub>御越之由、依之道中三日切飛脚御大中老  
ハ遣之

別紙

御普請役元 <sub>ハ</sub> 哉 <sub>不</sub> 相分 <sub>本</sub> 書虫喰 <sub>ハ</sub>	渡部傳之丞
御普請役	葛葉作十郎
同	今井勘助
同	渡辺傳右衛門
同	萩野藤市
同	青山喜平次
同	橋爪善兵衛

此条本書附紙



□

一、右御普請此方御領分<sub>并</sub>御料寺社前後六里余之間御入用高<sub>〇</sub>千八百九拾兩余<sub>ニ而</sub>出来、且御  
役人<sub>者</sub>御普請役元<sub>ハ</sub>哉<sub>不</sub>相分<sub>本</sub>書虫喰<sub>ハ</sub>渡部傳之丞御普請役外<sub>ニ</sub>六人被遣候、右<sub>者</sub>越後荒井御代官富永喜右衛門  
殿懸り<sub>ニ而</sub>御普請出来也

○

一、御普請御役人<sub>江</sub>於高田銘々目錄被下之、右之内渡辺傳之丞、葛葉作十郎、若林源内、於  
高田目錄請不申、江戸<sub>江</sub>歸於江戸被下之

三拾目掛蠟燭三拾挺

金千疋<sub>与</sub>五百疋

同蠟三拾挺

渡辺傳之丞

葛葉作十郎

千疋

若林源内

何<sub>茂</sub>御徒位之格式之役人也 此条本書附紙

○

一、十一月九日、北陸道往還道御普請十月廿七日出來之儀高田<sub>方</sub>申來、御用番酒井左衛門尉様<sub>并</sub>最前御掛故堀田相模守様<sub>江</sub>出來之御届水野八郎左衛門勤之、御勘定頭神尾若狭守殿・曲淵豊後守殿<sub>江</sub>右御届同人相勤之

一、同十一日、右御普請出來之御礼 殿様御直勤<sub>茂</sub>可被成處<sub>ニ</sub>御病氣故御使者ヲ以堀田相模守様・酒井左衛門尉様・本多伯耆守様・松平右近将監様・秋元但馬守様・西尾隱岐守様<sub>江</sub>御礼被仰遣、御使者永野八郎左衛門勤之、右<sub>者</sub>越後糸魚川道筋先年御普請被 仰付候節、松平日<sub>(信之)</sub>向守様御礼御直勤之先格承合勤之

一、十一月朔日、御用番酒井左衛門尉様<sub>方</sub>相達義有之候間唯今<sub>者</sub>人可參奉札到來、八半時過矢左衛門罷越候處、拝借金被 仰付候旨左之通御書付を以被仰渡候

金壹万兩 榊原式部大輔

領分地震<sub>ニ</sub>付難義可仕候、依之書面之通拝借金被 仰付候、上納之儀<sub>者</sub>來申年より十年賦可有上納候、御勘定奉行<sub>江</sub>可被談候

右之通御用人妻木部を以被 仰渡候、即刻為御請左衛門尉様<sub>江</sub>左之通御口上、從御広間御使者被遣

私領分地震<sub>ニ</sub>付拝借金被 仰付之旨家來被招呼御書付を以被 仰渡候趣難有仕合奉存候、右乃御請以使者申上候

一、即日右御礼 殿様御病氣御直勤難被成 <sub>(平出)</sub>御名代榊原市郎右衛門様<sub>ニ</sub>御使者竹田半之丞を以御頼、惣御老中・若御年寄中<sub>江</sub>市郎右衛門様御礼御名代御勤被成候、市郎右衛門様御老中廻り之内竹田半之丞御跡<sub>ニ</sub>附勤之

御口上書

榊原式部大輔

私領分地震<sub>ニ</sub>付拝借金一万兩被 仰付難有仕合奉存候、右御礼病氣罷在候間私を以申上候

榊原市郎右衛門

一、同日、堀田相模守様<sub>江</sub>拝借金被 仰付候御礼何角<sub>与</sub>御世話被成候御挨拶御吹聴旁中根善右衛門被遣之候

一、二日、御側大岡出雲守様・高井兵部少輔様・田沼主殿頭様へ拝借金御礼一通御口上、從御広間御使者被遣、神尾若狭守殿<sub>者</sub>何角御世話筋故御礼承合旁竹田矢左衛門罷越厚御口上申達之

一、拝借金被 仰付候為御知御一類方其外方々様<sub>江</sub>御中老・留守居・奏者番より奉札出之

一、昨日拝借金被為蒙 仰候為御祝儀御役人・御近習之面々御大中老詰所<sub>江</sub>罷出、外様之諸士<sub>者</sub>大中老宅<sub>江</sub>相廻り御祝儀申上候、 此条本書附紙

一、同三日、神尾若狭守殿<sub>方</sub>呼<sub>ニ</sub>來、矢左衛門罷越候處<sub>ニ</sub>拝借金御證文案文御渡被成、則御證

文相認御印形被成、同四日御勝手掛り堀田相模守様江矢左衛門持参御裏印被成被下候様ニ御口上申達候處ニ御證文御請取追而御加印出来之上御渡可被成旨、御用人浅井八兵衛を以被 仰聞候

一、同五日相模守様を老人可参奉札到来、矢左衛門罷越候處ニ御證文御加印出来御用人倉次仁太夫を以御渡受取之、即日右御請相模守様御口上取繕御使者矢左衛門勤之、御證文左之通

請取申金子之事

金壹万兩

右者此度領分地震ニ而難儀仕候付拝借金被 仰付書面之通請取申所実証也、返納之儀者来申暮方已暮迄壹ケ年金千兩充拾ケ年上納可申候、仍如件

宝曆元未十一月 榊原式部大輔印

(金奉行)  
今井 織部 殿

(金奉行)  
久間 佐兵衛 殿

(金奉行)  
野間 藤右衛門 殿

(金奉行)  
小佐手 久次郎 殿

御裏印左之通

金壹万兩可被相渡候

断者表書ニ有之候

相模 印

左衛門印

伯耆 印

右近 印

右之通御加印相濟、同六日神尾若狭守殿江矢左衛門罷越御加印相濟候御届申達、御金日者今月十八日ニ候得共何卒外日御渡被下候様御頼申候處御承知被成之由被仰聞候、同日御證文之写壹通相認御金奉行元方御月番小佐手久次郎殿江矢左衛門持参、追而御金請取申候前日又候御案内可申段申達置候、御證文御加印出来近日御金請取可申候、其節可預御世話旨御案内從御広間御使者被遣之

一、同七日、神尾若狭守殿方可参申来矢左衛門罷越候處、拝借金明八日相渡申様ニ御金奉行江申渡候間請取可申被仰聞、即日小佐手久次郎殿江矢左衛門罷越明八日御金請取可申哉と承合候處明日四時蓮池御金蔵江可罷出候、尤坂下御門迄可被出候、御金奉行罷出候者御門断可申達候、断之上御蔵江可参旨被 仰聞候

一、同八日、竹田矢左衛門坂下御門迄罷出、四時御門江御金奉行衆断有之蓮池御蔵江罷出、御證文小佐手久次郎殿江差出、御蔵御帳面矢左衛門致印形御金一万兩請取式千兩入五箱ニ而相渡候、岡嶋太右衛門召連罷出右江相渡長持ニ入御徒・御足輕附為持帰、於御屋敷大納戸久野九左衛門、鈴木惣兵衛江御金矢左衛門相渡之殿様御勝手於座敷御頂戴之、御大中老出座

積役	麻上下	岡嶋太右衛門
御徒目付	羽織袴	大谷伊右衛門
御徒	羽織袴	大森喜三郎
同	同断	鈴木儀平
同	同断	長谷川弥太夫
同	同断	堀江彦助
留守居書役	羽織袴	野村金十郎
	羽織	高津小八郎
		御足輕八人
		御中間横目式人
長持三棹紺ふたん掛		持人中間拾式人

右之通御蔵江召連罷出候、且御金蔵立合御役人左之通

御金奉行	野間藤右衛門殿
	小佐手久次郎殿
御金方元ノ同心	柴田市左衛門
同平同心	阿久津孫助
同	小倉勝蔵

一、同日御金御請取之御届御用番酒井左衛門尉様、堀田相模守様、神尾若狭守殿江御使者竹田半之丞勤之

一、拝借金之内六千兩十一月十日高田江被遣之、御目付御徒御足輕附被遣之

御目付	藤田兵四郎
御徒目付	大谷伊右衛門
御徒	大森喜三郎
同	鈴木儀平
同	長谷川弥太夫
同	御足輕六人

右之通ニ而高田江被遣候

十二月廿七日御用番様江御届左之通

一、高三千五百八拾石

右者先達而御届申上候通り、私在所越後国高田地震ニ付損毛之儀書面之通御座候、此段御届申上候、以上

十二月廿七日 御名

右御使者御留守居竹田矢左衛門勤之

一、御拝借金被 仰付候御礼御吹聴御進物

〔	鞍 <small>鞍辻山城守改 也代金拾枚</small> 鐙	堀田相模守様
	二種千疋	
〔	羽二重十疋	大岡出雲守様
	生鯛 三枚	
	同断	高井兵部少輔様
	同断	田沼主殿頭様
〔	羽二重三疋	
	白銀三拾枚	神尾若狭守様
	生鯛 三枚	
	一種五百疋	小佐手久次郎殿
	同	野間藤右衛門殿
	金三百疋	柴田藤右衛門殿
	同貳百疋	阿久津孫助殿
	同貳百疋	小倉勝蔵殿
	丹後嶋二反	堀田相模守様御用人
	銀五枚	浅井八兵衛
	丹後嶋二反	神尾若狭守御用人
	銀五枚	児玉繁右衛門
		大岡出雲守様御家老
	銀五枚	高木郡司
		高井兵部少輔様御家老
	同	山本多仲
	同	安嶋庄右衛門
	外	
	金拾兩	高木郡司

是者料理<sub>二</sub>而茂可被下候得共、御役家之儀手透も無之<sub>二</sub>付料理代被下之、高井兵部少輔様家老兩人者春中久代内記方遣候間此度者不被下候、員数右同断

一、地震之義申来久代内記義、堀田相模守様江罷越変之様子御近習伊部丹治を以段々申上候處<sub>二</sub>大変之儀<sub>二</sub>候得者公儀方拝借金等不被仰付候者相成間敷事<sub>二</sub>相模守様思召候、何<sub>二</sub>茂此御届事此用向者留守居之者被差越御用人浅井八兵衛江内外御用事可申達被仰聞候付、竹田矢左衛門罷越御届書御文言等相模守様入御内見御加筆被成清書到来之上、相模守様表立御届絵図面差出申候、其節八兵衛迄矢左衛門申上候者只今迄領知損毛・城下火事・出水等<sub>二</sub>而拝借金之方々御類例御座候得共下方御願申例も無御座、何も 上より拝借被 仰付候、此

度高田御届被成候通之趣<sub>二</sub>御座候へ共御願<sub>与</sub>申義も難被成候、此段相州様何分御了簡被成下候様<sub>二</sub>思召候由申達候得<sub>者</sub>、八兵衛申聞候<sub>者</sub>相州様被仰候<sub>者</sub>ケ程之大変之儀<sub>与</sub>御座候得<sub>者</sub>中々御自力<sub>二</sub>可相叶義<sub>二</sub>無御座候、然上<sub>者</sub>拝借可被仰付道も可有之候哉御世話被成御覽可被成思召<sub>二</sub>候由八兵衛申聞候、地震御用事<sub>二</sub>付原田権左衛門出府、相模守様<sub>江</sub>権左衛門被招呼委地震之様子御尋被成、其後相模守様<sub>江</sub>権左衛門被招呼地震<sub>二</sub>付若狭守殿<sub>江</sub>被仰達置候趣<sub>茂</sub>有之候間、若狭守殿<sub>江</sub>罷越候様被仰聞若狭守殿<sub>江</sub>権左衛門罷越候處、若狭守殿権左衛門<sub>江</sub>御逢被成地震<sub>二</sub>付入用致積見候様<sub>二</sub>相模守殿被仰聞候、御手前積<sub>二</sub>而<sub>者</sub>何程入用高有之候哉大方積書掛御目候様<sub>二</sub>若狭守殿権左衛門得被仰聞候、其後権左衛門大中老中相相談之上北陸道往還道筋四里程之間道<sub>并</sub>宿駅普請大積一万五千兩斗、城郭・城下・家中町・領中入用三万兩も入可申哉と大積之書付出候處若狭守殿御請取置被成候

- 一、右<sub>二</sub>付御側御用御取次大岡出雲守様・高井兵部少輔様、久代内記罷越御両所家老山本多仲・高木郡司を以御届書<sub>并</sub>御城往還道破損絵図面扣差出、如斯大变之儀<sub>二</sub>御座候間拝借等可被 仰付筋も可有御座候哉 上御沙汰も御座候節<sub>者</sub>何分<sub>二</sub>も御頼被申上候段申上置候、其後矢左衛門罷越出雲守様高木郡司・高井兵部少輔様山本多仲を以先達<sub>而</sub>内記を以被申上候通、地震<sub>二</sub>付拝借等可被 仰付筋も御座候<sub>而</sub>御伺御沙汰<sub>茂</sub>御座候ハ、何分御出精被成下候様、各様迄内々得御意置候様<sub>二</sub>申上置候、委曲出雲守様・兵部少輔様<sub>江</sub>可申聞置由<sub>二</sub>候、其後六月廿日 有徳院様薨御<sub>二</sub>而御中陰中何之御沙汰も無之候、御中陰明キ八月<sub>二</sub>相成相模守様<sub>江</sub>矢左衛門罷越、浅井八兵衛<sub>江</sub>対面兼<sub>而</sub>相模守様御世話被成下候拝借筋之儀如何可相成哉之段承合候處、相模守様少<sub>茂</sub>無御油断御世話被成候事<sub>二</sub>御座候處<sub>二</sub>城郭焼失・出水損毛拝借等之例<sub>者</sub>有之候得共地震破損拝借<sub>与</sub>申例無之、新法之拝借故御評議<sub>者</sub>別<sub>而</sub>六ヶ敷御座候、急<sub>二</sub>相濟不申候、殊<sub>二</sub>上 御中陰中<sub>者</sub>一切右之御吟味も相止居申候、漸此間御吟味も御座候、其上<sub>式部様</sub>・相模守様余<sub>り</sub>近キ御間柄<sub>二</sub>候間、例格無之義達<sub>而</sub>御<sub>二</sub>人<sub>二</sub>被 仰候義<sub>者</sub>難被成候、御同列様方<sub>茂</sub>御同様<sub>二</sub>御評議出候様<sub>二</sub>被成候事<sub>二</sub>候間、彼是殊之外御心遣御座候由、兎角此度之拝借<sub>者</sub>六ヶ敷御座候由八兵衛申聞候、神尾若狭守殿<sub>江</sub>矢左衛門罷越承合申候得<sub>者</sub>北陸道往還道筋<sub>者</sub>迎 公儀御普請<sub>二</sub>可仰付義<sub>二</sub>書上致置申候由被仰聞候、其後御老中方御評議相濟御伺書上<sub>江</sub>出候由<sub>二</sub>相聞候得共、表向可被仰付<sub>与</sub>申御内意も無之處<sub>二</sub>十一月朔日御用番酒井左衛門尉様<sub>江</sub>御留守居被招呼御拝借金壹万兩被 仰付候、御拝借金相濟神尾若狭守殿<sub>方</sub>矢左衛門<sub>江</sub>被 仰聞候<sub>者</sub>此度之拝借金殊之外御吟味六ヶ敷相濟申候、最前海道筋<sub>者</sub>公儀御普請、私領入用壹万五千兩拝借被 仰付様<sub>二</sub>書上申候之處、相模守様被仰聞候<sub>者</sub>地震拝借<sub>与</sub>申は新法之義<sub>二</sub>候得<sub>者</sub>伺濟能キ様<sub>二</sub>致可然事<sub>二</sub>候間、今一応積直し書上候様<sub>二</sub>与最前之書上ケ御下候間高積替指上候得<sub>者</sub>御請取被成候、其後於 殿中大岡出雲守殿被仰聞候、式部殿御領知<sub>者</sub>一円之場所<sub>二</sub>候哉と御尋<sub>二</sub>候、高田領<sub>者</sub>越後<sub>二</sub>六万石余奥州<sub>二</sub>九万石程御座候よし申上候得<sub>者</sub>、領知右之通<sub>二</sub>而高田斗之地震<sub>二</sub>拝借<sub>与</sub>申<sub>者</sub>如何<sub>与</sub>被仰聞候間、唯今迄城郭焼失等<sub>二</sub>而御拝借被仰付候事<sub>二</sub>御座候、高田<sub>者</sub>城郭大破其上領中大変之儀<sub>二</sub>御座候得<sub>者</sub>拝借被仰付内之義<sub>与</sub>奉存候段申上候、其後又出雲守殿被仰付候<sub>者</sub>先達<sub>而</sub>被仰聞候高田之儀御自分被仰聞候趣<sub>并</sub>届書等之趣等見合候得<sub>者</sub>拝借被仰付尤至極之儀と存候、何レ共御伺可有筋<sub>二</sub>出雲守

殿思召候由被仰聞候、右之通り 上之思召結構之故拝借被仰付候事と相聞候、且相模守様  
金上納之義者来々年方五ヶ年ニ可申付由被 仰聞候間、来年一ヶ年間御座候而茂領知之所替  
格別成物ニ而無御座候間、来々年方一ヶ年二千両充上納者可為難義候、一ヶ年千両充上納者  
又致方も可有御座候間、来申年方拾ヶ年ニ上納仕候様ニ被仰付可然旨兼被申聞候趣ニ有之  
候ニ付御挨拶申上候處、相模守様御聞受拾ヶ年上納ニ被 仰付候、兼而神尾若狭守殿御用御  
頼与申旁此度之義者相模守様者勿論之義若狭守殿別而御世話被成候事ニ候

一、御金上納之儀者例年十二月可相納候、尤兼日御勝手方御勘定頭江承合御差図之上月番御  
金奉行元方役江承合置候而納日定日又者外日ニ而茂御金奉行指図次第蓮池御金蔵江可相納候、  
金者後藤庄三郎包ニ而可相納候、上納相濟候者御勝手方勘定頭江斗御届可申候、金拾ヶ年目皆  
濟之節者御用番并御勝手掛り御老中へ御届可有候、御金納定日

毎月

六日 十八日 廿六日

十二月

一、菊三所物 祐乗・宗乗・廉乗  
三作金七枚極 高井兵部少輔様

御肴一折

右者村上將監持参被遣之候

十二月

一、長柄鎗二十筋 黒熊鞆

生鯛一折

右御加増御拝領之節御使者矢左衛門勤之、何茂拝借御世話御礼心ニ被遣之

（榑原家所蔵・旧高田藩和親会管理「榑原家史料」834）